（森林組合法施行規則の一部改正）

第二条　森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（通則） **第十八条**　法第五十条第一項（法第百九条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項（法第九十二条（法第百九条第五項において準用する場合を含む。）及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第五十一条第一項（法第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により農林水産省令で定めるべき事項については、この節の定めるところによる。 （資産の部の区分） **第二十六条**　（略） 2　（略） 3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　次に掲げる資産　流動資産 イ～ト　（略） （削る。） チ　（略） 二・三　（略） 四　次に掲げる資産　外部出資その他の資産 イ・ロ　（略） ハ　繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税、事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。） ニ　（略） 五　（略）	（通則） **第十八条**　法第五十条第一項（法第百九条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項（法第九十二条及び法第百九条第三項において準用する場合を含む。）並びに法第五十一条第一項（法第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により農林水産省令で定めるべき事項については、この節の定めるところによる。 （資産の部の区分） **第二十六条**　（略） 2　（略） 3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　次に掲げる資産　流動資産 イ～ト　（略） チ　次に掲げる繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税、事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。） (1)　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの リ　（略） 二・三　（略） 四　次に掲げる資産　外部出資その他の資産 イ・ロ　（略） ハ　次に掲げる繰延税金資産 (1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは外部出資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められないもの ニ　（略） 五　（略）